

三田市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 <u>45,000円</u> を乗じて得た額を半期ごとに交付する。</p> <p>2～5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 <u>60,000円</u> を乗じて得た額を半期ごとに交付する。</p> <p>2～5 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>